

高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設整備・支援担当所管分）

本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、老人福祉施設・介護基盤の整備を促進しています。予算の範囲内において、各種補助制度を実施しておりますので、活用を御検討ください。

1 主な補助メニュー（介護ケア推進課 施設整備・支援担当所管分）

- 京都市社会福祉施設勧奨補助金
 - ・ 広域型特養等の整備に係る補助金
- 京都市地域密着型施設整備補助金
 - ・ 地域密着型特養などの地域密着型サービス事業所・施設の整備に係る補助金
- 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金
 - ・ 介護福祉施設開設に当たって必要となる経費への補助
 - ・ 介護福祉施設整備の用地確保のための定期借地権設定に係る一時金への補助
 - ・ 介護福祉施設における大規模修繕の際に合わせて実施する介護ロボット・ＩＣＴ導入に係る経費への補助
- 京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金
 - ・ 介護施設等を1施設開設することを条件に、既存の広域型施設1施設の大規模修繕や耐震化を行う事業への補助
- 京都市先進的事業施設整備費補助金
 - ・ 既存特養のユニット化等の改修に係る経費への補助
 - ・ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等に係る経費への補助
 - ・ 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に係る補助
 - ・ 介護保険施設での看取り環境等の整備に係る補助
 - ・ 共生型サービス事業所の整備に係る補助
 - ・ 介護職員の宿舎施設整備に係る補助

※ 補助対象経費、補助対象施設、補助基準額、補助率などは、補助メニューにより異なります。各補助の内容を確認してください。

2 補助申請の主な流れ（かかり増し経費補助以外）

(1) 事前協議【申請者→本市】

まず、本市に対して、事前協議を行ってください。

事前協議（各種の相談）は隨時受け付けていますが、原則、事業開始前年度の7月までに相談があった案件が、翌年度予算措置の対象となります。

補助は、予算範囲内で実施されるため、予算措置されない場合があることを、あらかじめ、御了承ください。

(2) 内示【申請者←本市】

本市の予算措置後、本市から内示通知書を送付します。

内示通知時に、内示後の詳細な流れを記載した説明資料をお渡します。

(3) 入札、見積合わせの実施【申請者】

内示後、入札（見積合わせ）を実施してください。

補助金の支払は実績報告後、本市内にて、一定期間、審査期間が必要となります。

契約先への支払規定の設定時には御注意ください。

(4) 補助交付申請【申請者一本市】

工事の着手前に申請してください。

(5) 補助交付決定【申請者一本市】

申請後、審査のうえ、補助金交付通知書を送付（交付決定）します。

(6) 補助事業の実施【申請者】

実際の補助事業を実施します。なお、原則として、交付決定のあった年度内に補助事業を完了してください。

(7) 補助事業の完了、実績報告【申請者一本市】

補助事業の完了後、実績報告を行ってください。実績報告の提出期限は、各種要綱を御確認ください。

(8) 額確定通知【申請者一本市】

実績報告を審査後、本市から申請者に補助金交付額確定通知書を送付します。

補助金交付額確定通知書が届いたら、速やかに請求書を本市に送付してください。

(9) 補助金の支払い

請求書が本市に到着後、概ね2～3週間後に指定口座に補助金を振込みます。

※ 補助金交付通知書を送付（交付決定）前に事業着手した場合は、補助対象外となりますので御注意ください。

※ 各種補助のお問い合わせや申請は、必ず、申請を検討する法人（施設）担当者様が行ってください。

※ かかり増し経費の補助については、手續が異なります。本補助金のページで、申請方法等確認してください。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者は、補助金で消費税及び地方消費税を支払った場合、その仕入控除額分を返還いただく場合があります。このため、補助事業完了後の消費税申告により当該仕入控除税額が確定した場合には速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により介護ケア推進課まで郵送で報告してください。

報告書の提出後、京都市で納付書を発行しますので、納付書に記載された期日までに最寄りの金融機関の窓口等で返還額を納入してください。

※ 返還額が0円の場合も報告が必要です。

4 財産処分

(1) 財産処分とは

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。

(2) 財産処分の手続き

財産処分を行う場合は、事前の承認が必要となりますので、案件が生じた場合には当課へお問い合わせください。

※ 状況に応じて、補助金の返還等の条件を付されることがあります。

※ 承認を受けるまでには相当の期間を要するため、財産処分が見込まれる場合には、お早めにお問い合わせください。

5 高齢者施設の整備等に関する補助金（介護ケア推進課施設整備・支援担当所管分）の周知・ホームページについて

各種補助金の申請方法など、施設・事業所へのお知らせについては、ホームページに掲載して行っております。補助の内容を確認する際は、以下のページをご覧ください。
新たな補助制度の周知などもこのページで行いますので、隨時ご確認ください。

【京都市情報館】補助金（高齢者施設の整備に関するもの）のページ

トップページ > 健康・福祉・教育 > 介護保険 >
介護サービス事業者向けの情報 > 補助金（高齢者施設の整備に関するもの）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/43-6-15-0-0-0-0-0-0-0.html>



京都市情報館 Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス 組織一覧 サイト内検索

トップページ 善きしの情報 緑光・文化・産業 健康・福祉・教育 まちづくり 市政情報

現在位置: トップページ > 健康・福祉・教育 > 介護保険 > 介護サービス事業者向けの情報

介護サービス事業者向けの情報

- 概要・お知らせ
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 介護サービス事業者の指定等に関する届出（指定、指定更新、指定内容変更、加算）
- 指定事業者に関する届出、取扱い等（事故報告、給付間連等）
- 指定介護予防支援事業者の届出等
- 介護保険サービス事業者に対する指導監査等
- 要介護認定訪問調査業務間連
- Q&A（介護認定給付事務センター）
- 介護報酬の算定に関する問合せ
- 居宅介護支援ケアマネジメント
- 補助金（高齢者施設の整備に関するもの）**

介護実績

- 広報資料・お知らせ
- 介護保険最新情報（厚生労働省からの通知）
- 介護保険制度（制度概要・保険料・サービスの内容・サービスの利用）
- 事業者・事業所情報
- 介護サービス事業者向けの情報
- 申込書ダウンロード（介護保険料支拂者届出書等）
- 申込書ダウンロード（認定・給付）
- 介護相談員派遣事業
- 相談窓口
- 事業計画・統計

区役所ホームページ